



欧州 CLP 規則に基づく代替名の使用申請について

2011 年 10 月 6 日

株式会社 住化分析センター

化学品安全事業部

危険有害性を有する混合物を欧州域内で上市する際には、域内事業者に安全性データシート（SDS）の提供が義務付けられており、製品の安全性を伝達することを目的として危険有害性を有する成分の明記が必要です。これら成分情報は、特に混合物の製造者にとって商業上の機密性が高く、一定の条件を満たせば成分開示をすることなく、代替名を用いることが可能になります。当社では、代替名の使用申請等、法律上の当事者である欧州域内輸入者の手続きを支援するサービスをご提供します。なお、お客様と輸入社様との事前の合意についてはお客様の責任のもとご対応いただく必要がありますのでご留意いただければ幸いです。

【申請までの流れ】

お見積りに対してご了承をいただいた後、混合物の SDS における成分の代替名使用申請を行うために必要な情報をご提供いただきます。その後申請書を作成し、申請を代行いたします。（必要に応じて守秘等を含むサービス規約にご捺印をいただきます）

1．代替名の使用申請の可否判定

ご希望の場合、弊社で判定いたします。

(1) 必要情報：混合物の分類結果、成分物質の分類結果および EC 番号

2．申請書の作成：

弊社フォーマットへご記入をいただきます。記入が必要となる「代替名」は、法規に沿って弊社にて付与させていただきます。

(1) 必要情報：混合物の SDS、成分物質の SDS、申請理由等

3．申請代行：

申請権利のある輸入者の行うべき行為を代行いたします。弊社が、ECHA から輸入者宛の申請手数料の請求書を受領後、お客様にご送付いたします。その後、お客様より ECHA へお振込みをお願いいたします。

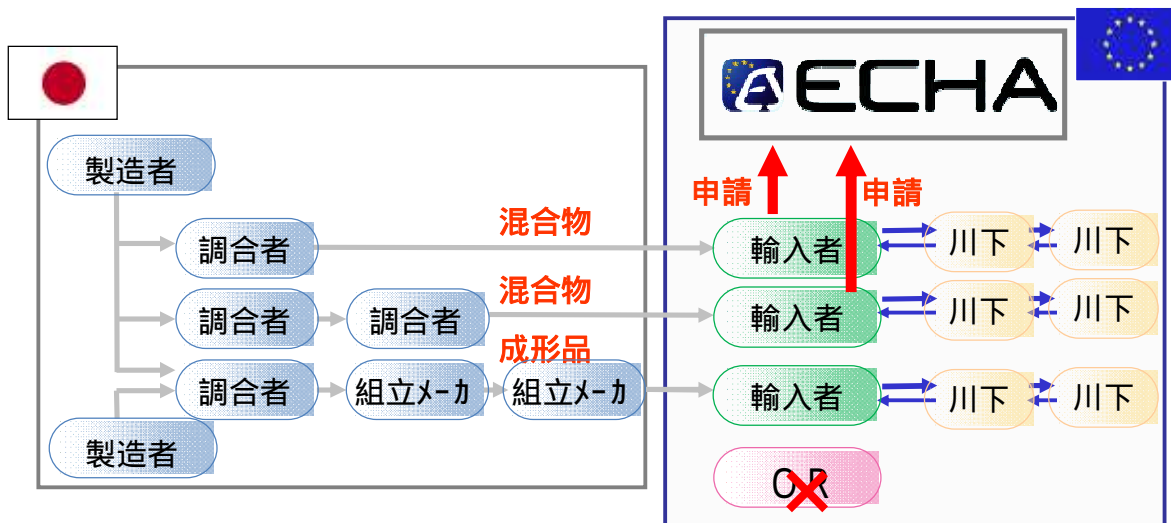
(1) ECHA 審査期間：入金確認後 6 週間

(2) ECHA への手数料：4000ユーロ/物質/5混合物まで

4. そのほかコンサルティング：

お客様による、代替名の使用申請や分類表示に関するご質問に対しご回答いたします。
そのほか、欧州化学品庁からの問い合わせ対応に関しご対応いたします。

5. まとめ：



- 代替名の使用申請はEU域内の製造者、輸入者、川下使用者の権利です
- SCASは、申請可否判定、申請書作成、申請サポートに関するサービスをご提供いたします

以上